

保育を必要とする事由を証明する書類について

該当する保育要件について、保護者それぞれ必要書類を提出してください。なお、どの保育要件であっても、保育を必要とする状態が月６４時間以上であることが必要です。

保育の必要性の種類と、提出が必要な書類			認定に当たっての注意事項
就 労	被雇用者の方	・ 就労証明書	月６４時間以上の就労であること。 ※就労証明書で勤務時間の確認ができない場合、シフト表やスケジュール表等の添付を求める場合あり。
	自営業者等により 就労証明書をご自身 で記入される場合	・ 就労証明書	
		・ 営業状況のわかる書類（次のいずれか） ア 直近の確定申告書の第１表及び第２表（写し）※事業収入０円は不可 ・ 開業届出書（写し） イ ・ 事業の詳細がわかる書類２点 （例）相手方が違う請負契約書、受注書、入金を確認できる書類等（写し） ■但し、「イ」は開業初年度等により「ア」の提出が困難な場合に限る	
		勤務時間の記載が 難しい方・内職の方	
		・ 業務の計画表、予定表、業務報告書など	
妊娠・出産		・ 母子健康手帳の表紙と出産予定日の記載ページ ・ 保育の実施理由証明書（「５」欄を申告）	認定期間は、出産日を含む 前２か月（多胎妊娠の場合 は４か月）と出産日の属す る月を含まない後２か月。
疾病・障がい	疾病の方	・ 保育の実施理由証明書（「１」欄を証明） ※ 同内容を明記した診断書の提出でも可。	
	障がいの方	・ 障がい者手帳＋保育の実施理由証明書（「５」欄を申告）	
介護・看護		・ 保育の実施理由証明書（「２」欄を申告）	月６４時間以上の介護・看護であること。
		・ 介護・看護状況のわかる書類 （例）・介護保険被保険者証と介護サービスの利用予定表 ・ 医師の診断書 ・ 入院計画書	
災害復旧		・ 罹災証明書（写し）	
求職活動		・ 保育の実施理由証明書（「４」欄を誓約）	認定期間は、認定日から ９０日間（３か月）。
就 学	・ 保育の実施理由証明書（「３」欄を申告）		月６４時間以上の就学であること。
	・ 在籍証明書または学生証		
	・ 就学時間がわかる書類（カリキュラムなど）		

※ 認定期間は、上表に特記がある場合を除き、保育を必要とする事由に該当している間となります。認定期間が満了する場合、あらためて保育を必要とする事由を証明する書類とともに認定申請を行う必要があります。

※ 求職活動要件による認定は年度中１回のみです。

※ 以下の要件の方はタイムスケジュール表をご提出ください。
自営業、内職、介護・看護、就学、その他（労働実態の把握が難しい方等）

（問い合わせ）
池田市子ども・健康部幼児保育課
TEL 072-754-6208